政令第百八十九号

国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第三条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四　次に掲げる刑事訴訟法の規定による没取金

イ　刑事訴訟法第九十六条第二項、第三項、第五項、第六項本文若しくは第七項、第九十八条の八第二項、第九十八条の十第三項又は第九十八条の十一の規定

ロ　刑事訴訟法第三百四十二条の七第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四百八十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三百四十二条の八第二項の規定（同法第四百四条（同法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

ハ　刑事訴訟法第三百四十五条の三において準用する同法第三百四十二条の七第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四百九十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三百四十二条の八第二項の規定（同法第四百四条（同法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

二　刑事訴訟法第四百九十四条の四において読み替えて準用する同法第三百四十二条の七第三項又は第四項の規定

附　則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。

財務大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　石破　茂

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十号

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ八及び第三十二条ノ二の規定に基づき、この政令を制定する。

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令（平成三年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号から第四号までの規定中「旅客船」を「旅客定員を有するもの」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の第一号から第四号までに掲げる船舶に該当する船舶であって、改正後の第一号から第四号までに掲げる船舶に該当しないものについては、この政令の施行の日以後最初に行われる船舶安全法第五条第一項第一号の定期検査又は同項第二号の中間検査を受けるまでの間は、同法第四条第一項の規定は、適用しない。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○法務省令第三十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項、第三十二条第三項及び第三十三条第二項の規定に基づき、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　伊藤　忠彦

地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令

地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（首席審査官の職務） **第七条**　首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　外国人の上陸の許可に関すること（第十六号及び第二十八号に掲げる事務を除く。）。 ［二～二十六　略］ 二十七　入管法第六十三条の二第一項の規定による出国制限対象者（同項に規定する出国制限対象者をいう。）に対する条件の付与及び同項の出国制限対象者条件指定書の交付に関すること。 二十八～三十八　［略］	（首席審査官の職務） **第七条**　首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　外国人の上陸の許可に関すること（第十六号及び第二十七号に掲げる事務を除く。）。 ［二～二十六　同上］ ［号を加える。］ 二十七～三十七　［同上］